

障 福 第 9 2 6 号  
令和 4 年 (2022 年) 6 月 9 日

各総合振興局 (振興局) 保健環境部

保 健 行 政 室 長 様  
地 域 保 健 室 次 長 様  
くらし子育て担当部長 様

保健福祉部感染症対策局感染症対策課地域支援担当課長  
療養体制担当課長  
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる障がい者に対する合理的配慮の提供について

このことについては、令和 3 年 (2021 年) 6 月 21 日付け感染症第 1218 号・障福第 1089 号保健福祉部長通知「障がい者に係る新型コロナウイルス感染症に対応した宿泊療養の運営について」において、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる障がい者の方々に対して、宿泊療養 (又は自宅療養) を実施する際には、障がい特性に応じた合理的配慮の提供が必要となるため、適切に対応いただくよう依頼してきたところです。

こうした中、今般、新型コロナウイルスに感染された自宅療養中の視覚障がい者への対応に当たり、合理的配慮が十分に行き届かず、更に配慮が必要と考えられる事案が発生しました。(※別添資料を参照)

障がいのある方が自宅療養をされる場合、各々の障がい特性を踏まえた適切な配慮が必要であり、今般の事案である、視覚障がい者については、自宅療養中に届けられる食品及び日用品セット (以下、「自宅療養セット」という。) の内容物を識別することが困難なため、点字や拡大文字の活用、口頭による説明が必要になることもあります。

つきましては、こうした障がい特性に応じた個別のかつ合理的配慮の提供に改めてご留意いただくとともに、この度、視覚障がい者に対応した自宅療養セットを感染症対策課内に備えましたので、必要に応じて、活用いただきますようお願いいたします。

なお、社会福祉課においては、自宅療養中の障がい者に合理的配慮が適切に提供されるよう、保健行政室 (地域保健室) や市町村等の関係機関と連携して対応いただくとともに、別添通知文を管内市町村宛て送付願います。

また、本件について、地域づくり委員会において情報共有を図るなど、差別解消に向けた取組の推進をお願いいたします。

連絡先:

感染症対策局感染症対策課 鹿野 (内線 39-962)、野村 (38-985)  
福祉局障がい者保健福祉課 名久井 (内線 25-708)

### 令和4年度道視連生活訓練事業 地域スポーツ振興事業のご紹介

標記募集について、生活訓練事業に4団体7事業、地域スポーツ振興事業に3団体3事業の応募があり、実施事業内容は次の通りです。

#### 【生活訓練事業】

- ①千歳視覚障害者福祉協会  
「滝上町パリアフリー観光検証事業」  
5月21日(土)から5月22日(日)
- ②江別視覚障害者福祉協会  
「ウボボイ員学会」  
6月29日(木)
- ③北見視覚障害者福祉協会  
1講「盲導犬による歩行訓練」  
2講「日常生活用具展示説明会」  
7月10日(日)
- ④北見視覚障害者福祉協会  
「バイオリン演奏・体験会」  
7月31日(日)
- ⑤岩見沢視覚障害者福祉協会  
「楽席体験会」  
実施日未定
- ⑥千歳視覚障害者福祉協会  
講演「在宅生活を支えるための制度とは」  
10月16日(日)

#### 【地域スポーツ振興事業】

- ①岩見沢視覚障害者福祉協会  
「タンDEM自転車試乗体験会」  
6月26日(日)、10月9日(日)
- ②千歳視覚障害者福祉協会  
「サウンドテーブルテニス競技勉強会」  
実施日未定
- ③小樽視覚障害者福祉協会  
「サウンドテーブルテニス実技研修」  
実施日未定

4月28日(木)新型コロナウイルスに感染し、声が出るまでに回復した佐呂間視覚障害者福祉協会団体長S氏より、道視連事務局に電話により経過の報告がありました。その後息子のKさんからも電話やメールの方法により、発熱から陽性と判定された時のこと、自宅待機となった療養の状況や生活、濃厚接触者となった家族への関係機関の対応など、詳細をお聞きしました。感染はどの地域でも起こりうるものとして、今回は特に対策が必要な問題を掲載いたします。

感染当事者S氏は、全盲80歳代、同居家族の奥様と息子のKさんも全盲、皆さん道視連会員、さらに奥様は、難聴と脳梗塞による認知症を患っている。お住まいのオホーツク振興局佐呂間町は、人口4,786人程度の町、所轄の紋別保健所から車で1時間かかる地域で治療院を経営。コロナ禍になってからは、施術を希望する方の受入は、電話予約制にし、体調や濃厚接触歴、さらに症状がないことを確認の上で受け入れをしていた。消毒器は非接触の自動式を二か所に設置、手洗いの徹底、手指消毒、双方のマスク着用、ノーマスクでの会話禁止、除菌スプレーの併用など感染予防対策をしており、感染経路は不明であった。5月2日時点で過去2週間には、5月2日時点で経過を聞いたが、感染や発症した人は確認できなかった。

「自宅療養と待機生活」を経て関係機関の調整については、S氏は4月24日(日)38.9度の発熱、翌25日(月)解熱剤服用も熱が下がらずクリニック佐呂間を受診。抗原検査で陽性と判明した。濃厚接触者となる家族の検査をお願いしたが、保健所の指示により国の指定する濃厚接触の扱いにならなかった。病院の独断では検査出来ず、この日はS氏が薬処方を受けて帰宅した。保健所から、10日間自宅療養すること、外部との接触をしないこと、治療院は全員の陰性が確認できるまで休業するように指示あり。さらに、毎日の体調、体温と血中酸素濃度を通知するよう指示されたが、音声付き体温計はあるが、酸素濃度を測るパルスオキシメーターは読み上げ機能が無ければ全盲では確認できない旨を伝えた。家族の検査は、指定病院の遠征の厚生病院で受けるか、行けない場合は、検査キットを送るのでそれを返送という方法が提示された。濃厚接触者であることから、同行接種も無くバスで一時間かかる病院まで行くことやタク

### 新型コロナウイルスに感染した 視覚障害当事者の事例について

熱、翌25日(月)解熱剤服用も熱が下がらずクリニック佐呂間を受診。抗原検査で陽性と判明した。濃厚接触者となる家族の検査をお願いしたが、保健所の指示により国の指定する濃厚接触の扱いにならなかった。病院の独断では検査出来ず、この日はS氏が薬処方を受けて帰宅した。保健所から、10日間自宅療養すること、外部との接触をしないこと、治療院は全員の陰性が確認できるまで休業するように指示あり。さらに、毎日の体調、体温と血中酸素濃度を通知するよう指示されたが、音声付き体温計はあるが、酸素濃度を測るパルスオキシメーターは読み上げ機能が無ければ全盲では確認できない旨を伝えた。家族の検査は、指定病院の遠征の厚生病院で受けるか、行けない場合は、検査キットを送るのでそれを返送という方法が提示された。濃厚接触者であることから、同行接種も無くバスで一時間かかる病院まで行くことやタク



一般社団法人  
北海道視覚障害者福祉連合会  
発行人：島 健一朗  
〒060-0808  
札幌市中央区北2条西7丁目  
道民活動センタービル 4階  
電話 (011)271-0380  
FAX (011)281-1283  
隔月 20日発行  
定価1部 千円 100円



盲人の国際的シンボルマーク  
このマークは盲人の国際的組織であるWorld Blind Union(世界盲人連合)の総会で採択されたものである。

「羽根共同募金の  
助成をいただきました」  
今年度も北海道共同募金会から、道視連が行う情報提供の活動の為に助成金の交付の通知をいただきました。日常的に情報不足に陥りがちな視覚障

害者に、会報や道視連新聞他各種情報を点字、音声コード付き拡大文字、CDやテープの音声版、メール等で情報を提供する活動の為に活用させていただきます。多くの皆さまからの善意の募金を使わせていただき感謝いたします。

シーを利用できるとは思えず、また、外部との接触ができなければ検査キットを送り返すことも説明書を見てもらうこともできない。その後、翌日にクリニック佐呂間PCR検査が出来るように調整されたが、26日(火)、さらに27日(水)阿日とも保健所からクリニックへの連絡や調整がなされず、28日(木)に実施。30日(土)に奥様が発熱、同日29日の検査結果、奥様が陽性、Kさんは陰性と判定された。

29日(金)には、道庁から「自宅療養セット」としてボール3箱が送られてきたが、内容が確認できず、Kさんが道庁のホームページを検索したが見つからず、配達員に配達伝票に書かれている道庁の電話番号を問合せ、かかってきた。ここからは、息子のKさんにメールと電話でお聞きした状況。両親が隔離のため、治療院事務所に滞在していた。家族全員、父が発熱で臥せっている中、難聴と脳梗塞で認知症のある母を病院に連れて行った僕は困難な状況との戦いでした。体調が悪い中、検査の為支度を待機しても、2度の延期になるなど、先が見えない不安な日々が続いた。父が陽性判定になった当日から体温や血中酸素濃度を聞かれるが、機器が届いてもおらず、音声付きでない機器は全盲の為確認が出来ないことも伝えている。自宅療養セットは4日後、確認が出来ないと伝えてある血中酸素濃度を測るパル

「自宅療養セット」について  
待機期間が経過する中で「自宅療養セット」を活用しなくては休業中の出費がかさむため、保健所や道庁に問い合わせたが、詳細は分からなかったため、佐呂間視覚障害者福祉協会の担当者から別々に依頼し、非対面での依頼から分別して自宅療養セットが使えるようになり、ないか相談した。窮状を察した社協の担当者が、防護服等準備にかかると同時に、役場へ指示を仰ぎ、保健所からの許可や、防護服以上の対策のアドバイス等は得られなかったが、訪問して自宅療養セットを利用できるように割振りしてくれた。



道視連では、団体長から電話で状況をお聞きした4月28日に事務局員が町役場や道庁へ状況を伝え適切な対応の申し入れをした。同日、役場職員が来て窓越しに出した指から酸素濃度測定をした(これは役場職員が自発的に対応で緊急避難という位置づけ)。その後、5月2日に再度町役場へ対応の申し入れを行った。

この新聞は赤い羽根共同募金の配分金により刊行されました。